

保険外給付に関する事項について

「保険（医療）給付と重複する保険外負担の是正について」及び『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等』及び『選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等』に基づき、当院では希望される方に下記のサービスを提供しております。

なお、当該サービスは療養の給付と直接関係ないことから保険給付外となり、全額自己負担となりますのでご了承願います。

- (1) 助産師外来で実施する妊婦検診・保険指導料
 妊娠時 1回につき 4,500円
 産褥時 1回につき 2,500円
- (2) 正常分娩に係る費用 全額自己負担となります。
- (3) 分娩介助料 (診療時間内) 220,000円
 " (診療時間外) (平日午前6時～午前8時30分、午後5時15分～午後10時) 230,000円
 " (休日・深夜) (午後10時～翌日午前6時) 240,000円
 多胎分娩の場合は、第2児以下1児につき上記該当料金の半額に15,000円を加えた額を加算
- (4) 乳房マッサージ料 1回につき 2,640円
 (なお、消費税が課せられない場合 1回につき 2,400円)
- (5) 子宮けい管熟化剤(腔内に留置するものに限る。) 1回につき (使用した薬剤の購入価格)×1.10
- (6) 人工妊娠中絶薬投薬料 1回につき (使用した薬剤の購入価格)×1.10
 ※外来診療、入院診療を実施した場合、医科点数表の所定点数の金額を加算
- (7) 臓器等移植(生体移植に限る。)に伴う組織適合性試験料 1回につき (実施した検査の業務委託金額)×1.10
 ※外来診療を実施した場合、医科点数表の所定点数の金額を加算
- (8) 配偶者間人工授精手技料 (保険適用外となる場合)
 1回につき 18,200円
- (9) ケミカルピーリング料 1回につき 9,650円
- (10) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1日1回につき (60分以上の場合) 9,010円
- (11) セカンドオピニオン相談料 相談時間30分まで 11,000円
 その後15分までごとに 5,500円
- (12) 巻爪(陥入爪)の超弾性ワイヤーによる治療料
 1回につき、(初診料(2回目以降:外来診療料)+1指につき1000円+使用材料の購入価格)×1.10
- (13) 往診等自動車利用料 5km以下 200円
 (病院から患家までの距離により、1回につき) 5km超10km以下 410円
 10km超 610円
- (14) 新生児・乳児管理料
 (分娩に伴い入院した乳児等に係る衣類、おむつ、及びミルク代として(新生児入院を除く))
 ア 新生児管理料 1日につき 7,200円
 イ 乳児管理料 1日につき 7,920円
 (生後1ヶ月以内の乳児の場合にあっては、1日につき 7,200円)
- (15) おむつ代
 ア 入院した新生児等に係るおむつ、衣類それぞれ1日につき 530円
 (なお、消費税が課せられる生後1ヶ月を超える乳児は、1日につき 580円)
 イ 入院した患者様(新生児、乳児を除く)に係るおむつ等1日につき 580円
- (16) 寝具貸付料(入院患者様以外の方が利用された場合) 1組1日につき 230円
- (17) 紹介外初診時負担額(紹介状なしの初診) 2,200円
- (18) 特別室料

個室1日 5,830円 (非課税5,300円)	個室1日 9,020円 (非課税8,200円)	個室1日 12,650円 (非課税11,500円)
352号室 353号室 364号室 365号室	459号室 512号室	501号室
366号室 452号室 453号室 460号室	526号室 559号室	
465号室 502号室 503号室 504号室		
505号室 513号室 516号室 517号室		
518号室 522号室 523号室 524号室		
525号室 552号室 553号室 560号室		
565号室 566号室		

- (19) 文書料
 ア 診断書
 ① 健康診断書
 a 個人健康診断に係るもの 1通につき 3,300円

- b 事業所等健康診断に係るもの
 - (a) 個人票 1通につき 1,980円
 - (b) 連記式のもの 1人につき 1,100円
- ② 死亡診断書 1通につき 5,500円
- ③ その他の診断書
 - a 傷病を証する診断書その他これに類する内容の簡易な診断書 1通につき 3,300円
 - b 生命保険の給付に関する診断書及び自動車損害賠償責任保険の給付に関する診断書 1通につき 8,380円
 - c その他の診断書 1通につき 5,500円
- イ 検案書 1通につき
 - ① 死体検案書(変死体検案書を除く) 7,700円
 - ② 変死体検案書 1通につき 11,000円
- ウ 証明書
 - ① 交通事故に係る証明書 1通につき 3,300円
 - ② その他の証明書
 - a 診療内容の明細を記入した医療費証明書その他これに類する内容の証明書 1通につき 3,300円
 - b その他の証明書 1通につき 1,100円
- エ 診療録の開示文書の写し
 - ① 白黒 1枚につき 10円 (両面にわたる場合にあつては、20円)
 - ② カラー 1枚につき 40円 (両面にわたる場合にあつては、80円)
- (20) 送付手数料 1回につき (送付に要する費用+430円)×1.10
- (21) 死体処置料 7,700円
- (22) 死体検案料 22,000円
- (23) 外来患者食事提供料 1食につき 800円
- (24) 食事特別メニュー料 1食につき 100円
- (25) 診療記録開示手数料 3,300円
- (26) 健康診断料
医科点数表に定められる所定点数に100分の110乗じて得た点数に10円を乗じた額
- (27) 予防接種料 別途掲示
 - ア 3歳未満 (使用した薬剤の購入価格+5,640円(1回目:2回目以降1,620円)×1.10)
 - イ 3歳以上～6歳未満 (使用した薬剤の購入価格+4,340円(1回目:2回目以降1,620円)×1.10)
 - ウ 6歳以上 (使用した薬剤の購入価格+3,590円(1回目:2回目以降1,240円)×1.10)
 - エ 3歳未満(注射以外の方法) (使用した薬剤の購入価格+5,800円(1回目:2回目以降1,780円)×1.10)
- (28) 設備開放使用料 1回につき (実施した検査の医科点数表の相当額)×90/100×1.10
- (29) 核医学検査を行わなかった場合の薬剤負担額 1回につき (破棄した薬剤の購入価格)
※患者さんの都合によりキャンセルとなった場合に限る。
- (30) 医科点数表等に規定する回数を超えて受ける診療
 - ア αフェトプロテイン(AFP)精密測定検査 1,080円
 - イ 癌胎児性抗原(CEA)精密測定検査 1,090円
 - ウ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) 2,700円
 - エ 廃用症候群リハビリテーション料(I) 1,980円
 - オ 運動器リハビリテーション料(I) 2,040円
 - カ 呼吸器リハビリテーション料(I) 1,930円
- (31) 食事療養に関する事項
入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時(夕食は6時以降)、適温で提供されます。
 - 1) 食事療養費一部負担額(1食につき) 550円
 - 2) 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者の方(1食につき) 330円
 - 3) 非課税世帯で減額認定証をお持ちの方(1食につき)入院日数90日以内 270円
入院日数90日超え 220円
 - 4) 非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方(1食につき) 130円
- (32) 長期特定入院料(一般病棟入院基本料10対1、1日につき)
180日を超える入院患者様(厚生労働大臣が定める入院患者様を除く)に係る利用料は、健康保険の一部負担金とは別に以下の料金をいただきます。

長期特定入院料	課 税	
		2,640円